

1. 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現を目指して定めた「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)において、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、**相談支援**、**参加支援**、**地域づくり**に向けた支援を一体的に実施できる事業が創設されたことから、事業実施に向け検討を始める。

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①**相談支援**(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②**参加支援**事業、③**地域づくり**事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業(Ⅰ)Ⅲの支援を一体的に実施	I 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施 ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。 ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。
	II 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施 (※1) 世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど (※2) 就労支援、見守り等居住支援 など
	III 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○ 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

(厚生労働省資料)

2. 生活支援体制整備事業

＜第8期介護保険事業計画 国の基本指針より＞
高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向け、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進の取り組みが重要である。

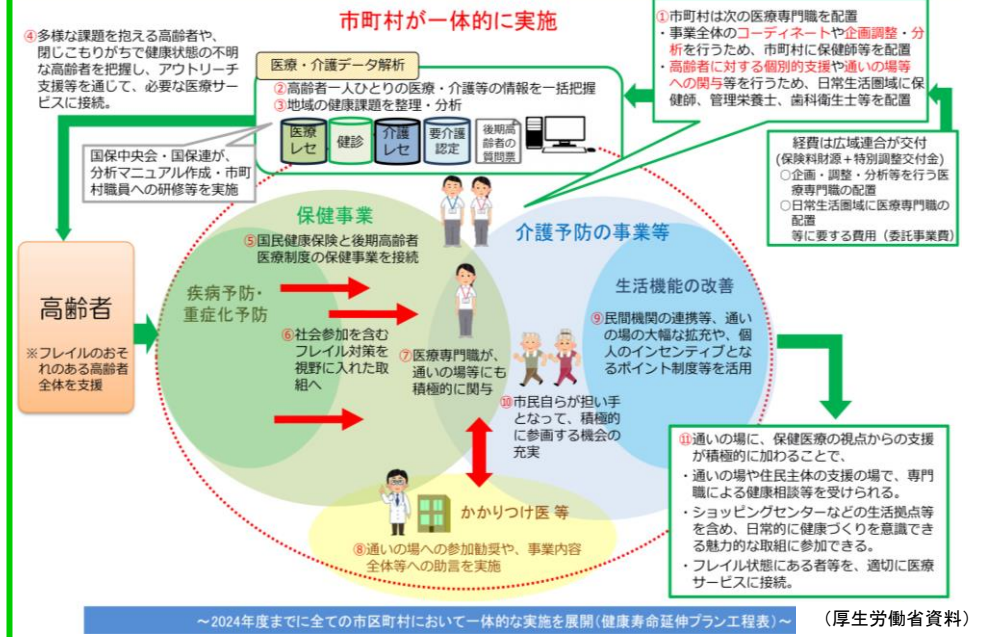
高齢者の社会参加を促進するため

1. 介護保険課内の生活支援コーディネーターに、新たに就労的活動支援コーディネーター機能を持たせ、ボランティア等で働く意欲のある高齢者と、そうした高齢者の活躍の場のマッチングを行う。
2. 就労的活動支援コーディネーター機能と「元気シニアボランティア事業(※)」との連携強化を図る。(※→介護施設等でのボランティア活動、総合事業通所型サービスBの担い手などにポイントを付与し、庄内米、るんるんバス回数券などに交換するもの。)

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

後期高齢者(75歳以上)の自立した生活を実現し、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するための体制整備等を定めた「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」を踏まえ、**実施に向け準備を進める。**

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(市町村における実施のイメージ図)



4. 災害・感染症に対する備え

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、以下の取組を実施する。

＜主な具体的な取り組み＞

1. 酒田市地域防災計画に基づく要配慮者利用施設となった施設等に対して避難確保計画作成を促す。
2. 介護施設の所在地を明記した地図に、洪水浸水区域、土砂災害警戒区域、津波浸水予測域の情報を加えた簡易版ハザードマップを作成する。
3. 入所系介護施設等において、新型コロナウイルス感染症等が発生した場合に、緊急的に必要となる衛生用品を迅速に供給(配布)できるよう、市で衛生用品を備蓄する。